

住所変更・印鑑登録等

区内8か所の出張所で手続きが可能

引越しが多くなる年末年始の時期は、区役所本庁舎の区民課窓口が混雑し、手続終了までに長時間かかります。住所変更や印鑑登録等は、出張所と豊洲特

は、区ホームページをご覧ください。だくか各出張所等にお問い合わせください。

別出張所でも手続きができますので、お近くの出張所をご利用ください。取り扱える主な業務は表1のとおりです。なお、取扱業務の詳細や、必要書類等

表1 出張所・豊洲特別出張所の主な取扱業務

①出張所での主な取扱業務	
○住所変更(転入・転出・転居・世帯変更届)※1	
○印鑑登録・印鑑登録証明書	
○住民票	
○特別区民税・都民税の納税・(非)課税証明書(税の申告をしている方)、軽自動車税(種別割)納税証明書	
○戸籍の証明(戸籍謄本・抄本・附票の写し)の交付(江東区が本籍の方)	
○マイナンバーカードの暗証番号再設定	
○国民健康保険の届出 ※2	
○国民年金の届出の受付 ※3	
○母子手帳の交付(保健所・保健相談所でも交付できます)	
②豊洲特別出張所での主な取扱業務・問合先	
○出張所で行っている業務	
○戸籍の届出(婚姻届・出生届・転籍届など)※4	豊洲特別出張所戸籍係 ☎5859-0069
○児童手当・子ども医療費助成に関する手続き※5	子ども家庭支援課給付係 ☎5859-0165

- ※1:外国人が国外から転入した場合や、新たに中長期在留者の資格を取得した場合の手続きは、区役所(区民課住民記録係)のみになります。
- ※2:国民健康保険の加入および喪失手続き、保険証の再発行、高額療養費の受付、給付申請(葬祭費・出産一時金・療養費の一部)のみになります。
- ※3:国民年金加入手続き(新規加入を除く)、現年度分保険料の免除申請のみになります。
- ※4:離婚や養子縁組の届出等および外国人の方の届出は、区役所(区民課戸籍係)のみになります。
- ※5:児童扶養手当や特別児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成は、区役所(子ども家庭支援課給付係)のみになります。

水曜延長窓口・日曜窓口

※取扱業務が限定されます。詳細はお問い合わせください。

※水曜延長窓口は、祝日や年末年始の閉庁日には行いません。

区役所本庁舎と豊洲特別出張所では、毎週水曜は午後7時まで、毎月原則第2日曜は午前9時午後4時まで窓口受付を行っています。水曜延長窓口は混雑しますので、お時間に余裕を

もってお越しください。

☎(3647)3162
FAX(3647)9206

表2 出張所・豊洲特別出張所の所在地および利用時間

①出張所(所在地)	電話番号
【利用時間】 平日8:30~17:00	
白河出張所(白河1-3-28 深川江戸資料館内)	☎3642-4456
富岡出張所(富岡1-16-12)	☎3642-8306
小松橋出張所(扇橋2-1-5)	☎5606-5581
亀戸出張所(亀戸2-19-1 カメリアプラザ1階)	☎3683-3734
大島出張所(大島4-5-1 総合区民センター2階)	☎3637-2451
砂町出張所(北砂4-7-3)	☎3644-2181
南砂出張所(南砂6-8-3)	☎3640-5355
②豊洲特別出張所(所在地)	電話番号
【利用時間】 平日8:30~17:00(水曜は19:00まで、原則第2日曜(令和4年3月)は第4日曜)9:00~16:00	
豊洲特別出張所住民係(豊洲2-2-18 豊洲シビックセンター3階)	☎3531-6316

エコ時代



区政取組 区長室から 江東区長 山崎孝明

「エコ時代」だった江戸時代

本号と同日発行した、パブリックコメント特集号では、一般廃棄物処理・災害廃棄物処理に関する意見を募集しています。東京港内の中央防波堤埋立地は、東京23区のごみを埋めることができる最後の場所です。しかし、この場所もあと50年程で一杯になるといわれており、その延命化は未来の都民への我々の責務であります。

私たち一人ひとりができることは何か。それは「エコ時代」だった江戸時代の一般庶民の暮らしから学ぶことができます。

江戸時代の庶民は長屋といわれる共同住宅で暮らし、現代と同様に社会経済活動で発生する環境問題に直面していました。それでも、生ごみや糞尿は百万都市の食を支える肥料となり、欠けたり割れた食器は修理して使い、衣類は何度も仕立て直して、おむつ・雑巾等に形を変えて、最後は燃やした灰も利用するという、徹底した「エコ」な生活により、江戸は世界有数の大都市に発展しました。

現代の江東区では、古着・容器包装プラスチック・粗大ごみから小型家電の回収、燃やさないごみの資源化、フードバンクで回収した、まだ食べられる食材を子ども食堂へ再配布する等積極的にごみ減量の施策を推進しています。

しかし、家庭から出る燃やさないごみの中に、資源化可能物が約2割は含まれており、分別の徹底や、ごみ自体を出さない生活への転換が急務となっています。江戸庶民の日常生活は、地球環境を守る生活行動でもありました。現代の私たちも、江戸の人ひとりの意識や行動を変え、地球を守り、未来を変えていきましょう。

ジェネリック医薬品 差額通知を送付

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方へ

現在処方されている薬をジェネリック医薬品へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかわかるお知らせをお送りします。ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間終了後に製造されるため、先発医薬品と比べ安価ですが、有効性や品質、安全性は同等です。また、薬事法に基づいた厳正な審査を経たうえで流通しています。医療の質を落とさずに自己負担を軽くするとともに、利用する保険制度全体の医療費を抑えることにもつながりますので、ジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。

【対象となる方】
国民健康保険加入者または後期高齢者医療加入者

【注意事項】
○すべての医薬品にジェネリック医薬品があるとは限りません。

【送付時期】
国民健康保険・毎月下旬※同じ方に数か月の間隔を空けて複数回送付することがあります。

【後期高齢者医療】12月中旬

【お問い合わせ先】
国民健康保険課 医療保険課 ☎(3647)8516
FAX(3647)8443

通知サポートデスク(平日午前9時午後5時)※差額通知を

政治家の寄附は禁止!!

お金のからない公正な選挙の実現のために

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)が選挙区内の人や団体へお金や物を贈ることは、法律で厳しく禁止されています。

また、有権者が政治家に寄附を勧誘したり、求めることも禁止されています。公正な選挙、お金のからない選挙の実現のため、ご理解をお願いします。

【寄附が禁止されているもの】
○お歳暮やお年玉、入学祝い、卒業祝い
○病氣見舞い
○開店祝いや落成式の花輪
○お祭り・地域行事やスポーツ大会への寄附や差し入れ
○町内会の集会・旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ

【後援団体の寄附の禁止】
後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人に花輪、香典、祝儀その他これらに類するものを出すことは、政治家本人と同様に禁止されています。ただし、一定期間を除き、後援団体が自らの設立目的により行う旅行や印刷物の発行等の事業に関しては、寄附をすることができます。

【忘年会や新年会の案内状には会費を明記】
会費を徴収する忘年会や新年会などに政治家の方を招く場合には、必ず案内状に会費を明記してください(金額は他の参加者と同一金額)。

【選挙管理委員会事務局】
☎(3647)9091
FAX(3647)9592

【あいつつ状の禁止】
政治家が選挙区内の人に対し、症状などにより処方できない場合があります。

○切り替えをご希望の場合には、必ず医師・薬剤師にご相談ください。

【国民健康保険 医療保険課】
☎(3647)8516
FAX(3647)8443

通知サポートデスク(平日午前9時午後5時)※差額通知を

て、答礼(相手方への返事)のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは、禁止されています。

【後援団体の寄附の禁止】
後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の人に花輪、香典、祝儀その他これらに類するものを出すことは、政治家本人と同様に禁止されています。ただし、一定期間を除き、後援団体が自らの設立目的により行う旅行や印刷物の発行等の事業に関しては、寄附をすることができます。

【忘年会や新年会の案内状には会費を明記】
会費を徴収する忘年会や新年会などに政治家の方を招く場合には、必ず案内状に会費を明記してください(金額は他の参加者と同一金額)。

【選挙管理委員会事務局】
☎(3647)9091
FAX(3647)9592

【あいつつ状の禁止】
政治家が選挙区内の人に対し、症状などにより処方できない場合があります。

○切り替えをご希望の場合には、必ず医師・薬剤師にご相談ください。

【国民健康保険 医療保険課】
☎(3647)8516
FAX(3647)8443

通知サポートデスク(平日午前9時午後5時)※差額通知を